STUDENT HANDBOOK

身分証明書の取り扱いについて

1. いつでも提示できるよう常時携帯すること。
2. 記載事項に異動が生じたときは，すみやかに届け出て，訂正を受けること。
3. 紛失，または著しく汚損したときは，再交付を申し出ること。
4. 他人に貸与または譲渡することはできない。
5. 新たに証明書の発行を受けたとき，または卒業，転学等によって学籍を失ったときは，ただちに発行者に返さなければならない。

校章とシンボル

校　章

文理は、夢に向かって羽ばたく若者の学園、地球の学園、未来の学園をめざします。

この思いを School emblem として「アポストロフィーS」に象徴させました。またSの文字は、成長曲線とも呼ばれ、これを引き伸ばした形から助走、急伸、緩和へと続く成長現象を表しています。新しい時代を創り出す人材、未来の地球に貢献できる人材を育成したい、この願いを「’S」に込めました。

文理のシンボル

学園のシンボルマークは熊（BEAR）。このシンボルマークは、ロダンの弟子のフランソア・ポンポンが制作した熊がモデルになっています。本校の教育理念に Bear everything before you があります。この BEAR は夢をかなえる熊です。夢の実現のために高き志をもってチャレンジを続け、耐えて、やり遂げるのが文理スピリット。熊のように厳しさを乗り越えてもらいたいという気持ちが込められています。

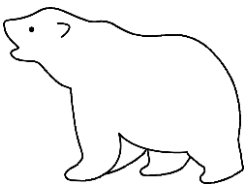

目　次

1.　教育理念(建学の精神・教育方針・校訓)

2.　教育の重点

3.　生徒心得(抜粋)

4.　生徒委員会会会則

5.　事務室窓口の利用について

6.　中学校図書室利用規則

7.　高校図書室利用規則

8.　進学情報センター(進路相談室)利用規則

9.　I・I・YOU 館利用規則

10. 相談室の利用について

11. 購買部利用について

12. 学校への連絡

13. 通学定期券の購入についての注意

1. 教育理念

建学の精神　PHILOSOPHY OF EDUCATION

学識と技術の錬磨

The cultivation of scholarship and skills.

報恩の精神

The development of a spirit of appreciation

不撓不屈の精神

Perseverance and a quest for excellence.

教育方針　BUNRI EDUCATIONAL POLCY

すべてに誠をつくし最後までやり抜く強い意志を養う

Thou shalt do everything wi’ heart;
Thou shalt be a man o’ iron will.
Thou! Dost Stick to th’ ultimate end!

校　訓　SCHOOL MOTTO

Sincerity　誠 実
Reliance　信 頼
Service　奉 仕

育てたい生徒像

日本人としてのアイデンティティを大切にしながら，グローバルな視野をもち，自ら課題を発見し，多様な仲間と協働しながら解決・発信できるトップエリートを育成する。

文理の銘

Reveal your ambition to the heavens!
汝の夢を星に語れ!
Bear everything before you.
すべてのことに耐え忍べ。
All careers are open to you.
道は拓ける。

2.教育の重点

エリート教育

エリートとは社会に有意な人材をいう。最大限に生徒の学力を伸ばすとともに，人格の陶冶を図り，不撓不屈の精神を涵養し，真のエリートを育てる。

国際教育

日本の伝統と文化を理解させるとともに，国際人としての教養と洞察力を身に付けさせ，国際社会で主体的に活躍できる人材を育成する。

情報教育

情報メディアの学習を通して，情報リテラシーを養い， 高度情報通信社会に主体的に対応できる人材を育成する。

集団教育

社会を構成する一員としての自覚を集団教育の中で養「和の精神」を持った，社会の発展に寄与できる人材を育成する。

ホスピタリティ教育

校訓である「誠実・信頼・奉仕」の精神を涵養するため，人としての在り方を探求させ，ホスピタリティ精神の溢れた人材を育成する。

オアシス運動

「オアシスにホウレンソウを育てよう。」

オ	おはようございます
ア	ありがとうございます
シ	しつれいします
ス	すみません
ホウ	報告
レン	連絡
ソウ	相談

3.生徒心得(School Rules)(抜粋)

第1　生活の指針

1　生徒の本分は勉学にある。

生徒は、教育方針にのっとり、教科の履修にあたっては常に学習目標の達成に努める。

2　意義ある学校生活を送るために、次のことに努力する。

(1)　健康に留意し、体力、気力の増進を図り、強固な意志と健全な精神を養う。

(2)　ホームルームはもとより、特別活動等に進んで参加し、明るく張りのある生活の中で個性、能力の伸長を図る。

(3)　自己の進路に対する明確な目的意識を確立し、将来の進路選択の能力・態度を養う。

3　学校は一つの共同社会である。各自は常に人間尊重の精神を基盤として、自らの責任と義務を全うすると共に、友愛の心と連帯の意識を高め、社会の一員として公共に奉仕する精神を培う。

4　文理中学生としての誇りと自覚を持ち、学校内外を問わず、常に礼儀正しく、服装、態度に留意して秩序ある行動をとる。

5　勤労の精神を尊び、自主的な美化労作活動に励み、清潔な学校環境の確保に努める。

第2　校内生活

1　日課を次のように定める。

(1)　登校時刻　　8時30分

(2)　下校時刻　　17時30分

(3)　時間割その他細部については別に定める。

2　通学にあたっては、交通マナー、ルールを守り安全に心がけ、次のことを守る。

(1)　歩行にあたっては、他の交通の邪魔にならないように心がける。

(2)　自転車通学は原則として認めない。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。自転車通学の場合は、許可を受け、自転車の指定箇所にステッカーを貼り、登下校時は本校指定のヘルメットを着用する。必ず自転車保険等に加入する。雨天時は、雨ガッパを着用する。

(3)　原則として、保護者による自家用車での送迎は認めないが、やむを得ず送迎する場合は指定の場所で乗降すること。

3　遅刻、早退、欠席、忌引などのときは、事前に担任に連絡する。遅刻登校した際は、中学正門(8:30～8:45)または、中学職員室(8:45以降)でイエローカード又はブルーカードを受けとる。

4　生徒の忌引日数は、次のとおりとする。父 母　7　日、祖父母　3　日、兄弟姉妹　3　日、曾祖父母　1　日、伯叔父母　1　日。

5　別に定める当番、区域、方法、掃除用具の配分などに従って、校舎内外の清掃を行う。

6　校内の施設、設備を使用する場合は、許可を受け、職員の指示に従う。万一、破(汚)損などの場合は直ちに届け出る。

7　校内の自動販売機の利用は、朝、昼休み(昼食終了後)と放課後とする。

8　校内に掲示を希望するときは、必ず届けて職員の指示に従う。

9　所持品については、次のことを守る。

(1)　学校には学習に必要な品物以外は持ってこない。必要以上に高額な金銭は持ってこない。(生徒間の金品の貸し借りや、奢る奢られる行為はしない)

(2)　すべての所持品に記名する。必要な貴重品、多額の現金を持参した場合は、鍵のついた個人ロッカーで保管するか、担任に預ける。

(3)　紛失した場合は直ちに所定の用紙に記入し、担任に届ける。

(4)　個人ロッカーには必ず鍵をつけ、所持品の自己管理を行う。

10　校内生活の規則正しい円滑な運営のため、日直を定める。

日直は各学級ごとに1名があたり、その任務は次の通りとする。

(1)　担任及び授業の教師との連絡

(2) 教室の美化、整理整頓、換気

(3) 電灯の点検

(4) 学級日誌の記入

(5) その他必要な仕事

第3 服装

1 通学及び校内における服装は、特に定められた場合のほかは本校指定のものとする。

2 やむを得ない理由により、指定外の服装で通学するときは、異装許可願いを提出し、許可を受ける。

3 指定する服装は次のとおりとする。ただし、更衣の移行期間等細部については別に示す。

(1) 制服

ア．男子

［男子の制服着用区分］

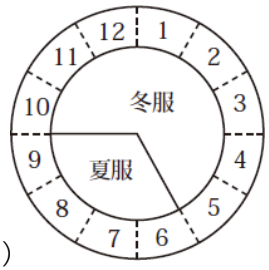

冬服（10月1日から5月31日まで着用）

指定の上下服スーツ型、長袖Yシャツ、ネクタイとする。

夏服（6月1日から9月30日まで着用）

指定の半袖シャツ、ズボンとする。

コート　本校指定のものとする。

ベスト･セーター　着用の場合は、本校指定のものとする。

イ．女子

［女子の制服着用区分］

冬服（10月1日から3月31日まで着用）

指定の紺のジャケット、赤チェックスカート、紺ギンガムチェックシャツ、ネクタイまたはリボンとする。

合服（4月1日から5月31日まで着用）

指定のオフホワイトのジャケット、スカイブルーチェックスカート、紺ギンガムチェックシャツ、ネクタイまたはリボンとする。

夏服（6月1日から9月30日まで着用）

紺ギンガムチェック半袖シャツ、スカイブルーチェックスカート、ネクタイまたはリボン。合服の上着着用も可とする。

コート　着用の場合は、本校指定のものとする。

ベスト･セーター　着用の場合は、本校指定のものとする。

(2) その他の指定品

体育着		次のものを指定とする。（体育授業以外は原則として着用しない） ジャージ上下、トレーナー、Tシャツ、クォーターパンツ、 白のハイソックス（女子）、白のソックス（男子）
スクールバック		本校指定のものとする。
靴	通学用	本校指定の黒革靴
	室内用	本校指定のフロアーシューズ
	体育用	①本校指定のグラウンドシューズ　②本校指定の体育館シューズ
靴下	男子	本校指定のものとする。
	女子	本校指定のものとする。ベルト 本校指定のものとする。

校章　　上着の左襟につける。夏服シャツは本校ネーム入りのため使用しない。

(3) 頭髪

常に清潔、質素に整えること。髪型が不適当な場合は改めさせる。

ただし、茶系毛髪、くせ毛の生徒は、入学時担任に書面で届け出ること。

男子	髪は短く切り、耳、襟、眉毛にかからぬようにする。パーマ、毛染め、脱色、剃り込み、ライン、極端なツーブロック等は禁止する。
女子	制服の後ろ襟付けを超えたらカットするかゴム（黒、紺、茶）で結ぶ。または、ピン・スリーピン（黒紺）でとめる。パーマドライヤーコテ等によるカールデザインブロー、デザインカット、毛染め、脱色、極端な刈り上げ等は禁止する。 リボン、髪飾り等の使用は禁止する。

(4) その他

化粧、装身具等の使用は禁止とする。

第4　進級・卒業・進学

1　進級

(1) 次の各項のいずれかに該当する生徒は進級が認められない。

① 年間を通じて成績が、特に不良で、上級学年での学習活動が困難であると判定された場合。

② 欠席日数が年間授業日数の　1／3　を超えて、学校生活が充実しなかったと判定された場合。

(2) ただし、特別な事情がある場合は、進級させることがある。

2　卒業

校長が卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。

3　進学

中学校を卒業した者は文理高等学校へ進級するものとするが、次の各項の条件を原則として満たす必要がある。

(1) 中学3年2学期末の時点で5段階評定で「1」がないこと。

(2) 生活面（素行）で問題がないこと。

(3) 妥当な理由がなく、欠席日数が3年2学期までで授業日数の　1／3　を超えないこと。

(4) 英検3級、漢検3級に合格していること。

(5) 卒業論文が提出してあること。

(6) 他校を受験しないこと。

第5 賞罰

1　表彰

(1) 学業成績、性行ともに優れ、他の模範と認められるときはこれを表彰する。表彰は特別奨学生制度のほか適宜行う。

(2) スポーツ、文化活動などで学校の名誉を高めたと認められるときはこれを表彰する。

2　懲戒

懲戒処分には訓告、退学がある。

訓告は、厳重に注意のうえ、誓約書を提出させる。なお、学則第9章 34条 第3項 に該当すると判定された場合は、退学を命ずる。

第6　校外生活

1　進んで学力や教養を高め、個性を伸ばすために、地域における教育機関や健全な行事などに参加することは有意義なことである。

2　校外において、自主的に諸活動を行おうとする場合は、事前に許可願いを提出して許可を受ける。

3　家庭の内外を問わず、自らの品位を損なったり、学校の名誉を傷つけたりすることのないように努める。

4　登下校中での飲食店への立ち寄りは禁止する。

5　ゲームセンター等の遊技場、カラオケ等の娯楽場、風俗営業店など、中学生にとって好ましくない場所への立ち寄り、出入りはしない。

6　深夜（22時以降）の外出及び外泊は、中学生として好ましくないので避ける。やむを得ないときは、必ず保護者の許可を得る。

7　男女の交際にあたっては、校内外を問わず常に相手の人間性（人格）の尊重を基本として理性のある行動と節度ある交際をすること。

8　旅行するときは、保護者または適当な成年者の同伴を必要とし、事前に旅行実施届を提出する。

9　アルバイトは禁止する。

第7　ソーシャルメディアポリシー

1　**ソーシャルメディアの利用は保護者の方とよく相談してください。**
生徒のソーシャルメディアの利用は『自己責任』です。しかし、金銭的問題も含めて皆さんが社会的責任をとることが不可能であることから保護者の方とよく話し合い、各ご家庭で作ったルールにのっとって利用してください。ソーシャルメディアは大変便利ですが、トラブルに巻き込まれたらあなたの力だけで解決することはできません。必ず保護者の方と話し合ってから利用してください。

2　**一度発信した情報は全世界に公開され、完全に削除することはできません。**
一度は配信された情報は全世界に公開される可能性があることを認識してください。たとえあなたが公開範囲を限定しているつもりでも、あなたが書き込んだ内容がこの瞬間にも誰かにコピーされ、転送されて、思いもかけない目的で使用されているかもしれません。また、ソーシャルメディア上にアップされた情報を完全に削除することはできません。自分では削除したつもりでも世界の誰かによって再公開されることもあります。世界中の人に情報発信をしていることを理解し、覚悟を持って利用してください。

3　**個人情報に関する書き込みはしてはいけません。**
学校名、個人名、住所、電話番号、メールアドレスなど個人が特定できる情報を書き込んではいけません。あなたの顔写真はもちろん、制服やユニフォームを着用した写真、学校や自宅周辺の写真、また無断で撮影した他人の写真なども掲載してはいけません。自分では実名を出していないと思っていても書いた内容で特定されてしまうことは今や常識です。軽い気持ちでアップした情報が、将来にわたって参考情報として閲覧され、将来にわたってあなたの不利益になる可能性があることも理解しましょう。

4　**他人の情報を無断で書きこんではいけません。**
友達の情報を載せることは、友達をインターネット上の危険にさらしてしまうことを意味します。日記一行、写真一枚など、どんなに些細な情報でも必ず友達の確認を取りましょう。もし間違った内容を書いてしまった場合はすぐに訂正しましょう。そして、直接誠実に謝りましょう。

5　**学校や自分ではない誰かを傷つける書き込みをしてはいけません。**
学校に対する誹謗、中傷などの書き込みや他の誰かを傷つけたり困らせたりする表現もしてはいけません。あなたが無意識に発信した言葉でも、他人には不快に感じる言葉は多くあります。誰かを傷つけたり困らせたりすることを学校では「いじめ」と捉え、絶対に許しません。これらの行為が発覚した場合、学校は毅然とした態度で臨みます。

6　**無視する勇気を持ちましょう。**
ソーシャルメディアに書き込まれた内容だけでは、友達の反応や感情が分からず悩むこともあるでしょう。友人の発した言葉が一人歩きをしてしまうことも少なくありません。そんな時には無視する勇気を持つことが大切です。また、甘い言葉で勧誘するメールやチェーンメール、また理由もわからずに金品を要求されたりした場合は絶対反応してはいけません。反応すればかえって、あなたの情報を相手に教えてしまうことになります。無視をしてもあなたの不利益になることはありません。

7　**会ったことのない人とのコミュニケーションは基本的にしないようにしよう。**
ソーシャルメディア上のやりとりは素顔や表情が見えません。年齢を偽り、あなたに危害を加えようと狙っている人や「なりすまし」であなたに近づいてくる人も多くいます。中高生の中には出会い系サイトなどを使用して、命を脅かされる危険に遭遇したという事例も多くあります。多くの中高生が狙われていることを自覚しましょう。

8　**法律を守りましょう。**
現実世界でやってはいけないことは、ソーシャルメディア上でも同様です。他者の基本的人権、肖像権、プライバシー権などを侵害することのないようにしましょう。差別的な内容を書くことや他人の私生活を暴露するなどの行為はしてはいけません。

9　**困った時には信頼できる大人に相談してください。**
ソーシャルメディアに書き込んで良いかどうか判断に迷う時は、先生や親など責任ある大人に相談しましょう。また、ソーシャルメディアで傷いたり悩んだりした時もすぐに相談しましょう。あなたを大切に思う人は、あなたの周りにたくさんいることも自覚しましょう。

10　**一番重要なコミュニケーションは「 face to face 」**
一番重要なのは『 face to face 』です。コミュニケーションの原点です。相手の表情や動作から「察する文化」が日本にはあります。周囲の人への「心配り」「気遣い」も大切なコミュニケーション能力です。ぜひ、face to face を忘れないでください。

第8　諸届・願

1. 届・願などには次の種類がある。
（1） 次の場合は、学校に申し出る。
欠席、遅刻、早退、見学、忌引
（2） 次の届・願は本校所定の用紙に記入し、担任に提出する。
① 届
旅行実施届、個人情報変更届、通学区間変更届、紛失届、文理高等学校入学辞退届、施設・設備等破損届。
② 願など
外出許可願、異装許可願、校外自主的活動参加願、自転車通学許可願、施設・設備使用許可願ほか。
（3） 次の願は本校所定の用紙に記入し、校長に提出する。
退学願、転学願、休学願、復学願。

4.文理中学校生徒委員会会則

第1章総則

第１条　本会は、西武学園文理中学校生徒委員会と称する。
第２条　本会は、本校の教育方針のもとに生徒自らが心身の健全な発達、及び個性の伸長をめざすとともに、集団の一員として学校生活の充実、改善向上を図るため自律的実践的な行動を行い、併せて学校行事に協力することを目的とする。
第３条　本会は、西武学園文理中学校生徒全員をもって組織する。
第４条　本会は、第２条の目的を達成するため教師の助言指導のもとに次の活動を行う。
(1)生徒委員会行事
(2)専門委員会活動
(3)学級活動
(4)その他この会の目的を達成するために必要な活動
第５条　すべての会員は、太会の運営に積極的に参加する権利を有するとともに本会会則および各種の決定事項を忠実に履行する義務を負う。

第2章　機関

第６条　本会には次の機関をおく。
(1)中央委員会
(2)専門委員会
第７条　中央委員会
1.本委員会は、各種専門委員会。体育会系クラブ。文化系クラブの代表で構成され、本会の最高議決機関である。
また本委員会は、委員会活動全般の企画立案ならびに会務を執行するとともに、本会各機関を指揮する。
2.本委員会には次の役員をおく。
・委員長: 1 名(3 年生)
・副委員長: 2 名(3 年生: 1 名、2 年生:1 名)
・書記: 2 名(3 年生: 1 名、2 年生: 1 名)
・会計: 1 名(3 年生)
3.役員は全生徒による選挙により選出される。
4.委員長は本会を代表し、会務を統括する。
5.副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
6.書記は議事録の作成、書類。備品等管理のほか、会の事務を取り扱う。
7.会計は経理事務を取り扱う。
8.役員の任期は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、再任を妨げない。なお、欠員が生じたときは直ちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。また、3 月は次期役員への引継ぎ期間とする。
9 .役員は兼任することができない。
10.本委員会に顧問をおく。顧問は本校教師とし、本委員会に出席し、助言・指導をする。
11.本委員会は週 1 回の定例会開催を原則とする。ただし委員の 3 分の 1 以上の要求又は中央委員長が必要と認めたときは臨時に開くことができ
る。
12.本委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
第８条　専門委員会
1.会員の自主的、実践的活動を行うため次の専門委員会を組織する。
(1)学級委員会
(2)生活委員会
(3)美化委員会

(4)図書委員会
(5)保健委員会
(6)体育委員会
(7)文理祭実行委員会

2.各専門委員会は、正副委員長ならびに書記を各 1 名選出する。
3.各専門委員会における役員の任期は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
4.各専門委員会は月 1 回の定例会開催を原則とし必要に応じて臨時に開催する。
5.各専門委員会に顧問をおく。顧問は本校教師とし、委員会に出席し、助言。指導をする。
6.各専門委員会のおもな活動は次の通りである。

(1)学級委員会
学年、もしくは学級の活動を円滑、活発にするため、①学年の集会及び学校行事の運営補②学年通信の発行、③学級活動の推進にあたる。

(2)生活委員会
学校生活の充実向上をはかるため、①校内規律の順守、②学校施設・校具等の愛護、③その他生活に関することにあたる。

(3)美化委員会
校舎内外の清掃美化につとめるため、①清掃美化の計画・実施、②清掃用具の管理にあたる。

(4)図書委員会
図書室の適切な利用・運営と、図書の充実のための計画・実施に協力する。
このため①図書の整理、整頓、②図書の購入計画、③貸出業務、④読書の広報活動、その他図書室に関することにあたる。

(5)保健委員会
学校生活における保健衛生の向上のため、①保健室の利用、②保健的行事への協力、③保健衛生の広報活動などにあたる。

(6)体育委員会
学校における体育活動の推進を図るために、①体育的行事の企画・運営実施の協力、②体育施設・用具の管理、その他体育に関することにあたる。

(7)文理祭実行委員会
文理祭の開催にあたり、高校の文理祭実行委員会と連携し、文理祭の企画・運営を行う。

第3章　会計

第 9 条　本会の経費は会員の会費をもってこれにあてるものとする。
第 10 条　会員は本会が定めた会費を納入する義務を負う。
第 11 条　会費は年額 5000 円とし、年度始めに納入する。
第 12 条　会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月　31 日に終わる。
第 13 条　予算は予算会議において立案し、中央委員会で議決し、会員に報告する。また予算会議は中央委員会が召集し、その構成は中央委員会役員をもってこれにあてる。

第4章　会則改正

第 14 条　本会則の改正は、中央委員会でこれを審議し、その決議には、全委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
第 15 条　本会則施行上必要な細則は、中央委員会にて審議し、これを定める。

付則

1.本会のいっさいの決定事項は、すべて校長の承認を必要とする。
2.この会則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
3.改訂については高等学校生徒会規約に準ずる。

5.事務室窓口の利用について

1.受付時間

平　日	9:00 ～ 17:00
土　曜	9:00 ～ 13:00

※学校休業日を除く

2.事務室では以下に示す証明書類等の発行を行う。

(1)在学証明書
(2)卒業見込証明書
(3)卒業証明書
(4)成績証明書
(5)調査書
(6)推薦書
(7)身分証明書再交付願
(8)学校生徒旅客運賃割引証(学割証)

3.学割証以外はすべて有料とする。

4.証明書類の交付を希望する生徒は証明書発行願に必要事項を記入のうえ、事務室窓口に提出し手続する。

6.中学校図書室利用規則

（趣旨）

1．本規則は中学図書室（以下「図書室」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用資格）

2．図書室の施設並びに資料を利用できる者は、本校教職員、生徒及び学校長が特に許可した者とする。

（利用時間と休室日）

3．図書室の利用時間と休室日は次の通りとする。

（1） 利用時間

平日昼休みと放課後（ 17 時 15 分まで）

土曜 放課後（ 14 時 30 分まで）

（2） 休室日

① 日曜日

② 祝日

③ あらかじめ定められた休室日

（室内利用）

4．室内の資料は自由に閲覧することができる。

（室外貸出）

5．資料の貸出を希望する者は、カウンターにて身分証明書カードを提示し、所定の手続きをとらなければならない。

（1） 図書及び雑誌の貸出は５冊２週間以内とする。ただし、長期休業期間においては 10 冊以内までとし、貸出期間を別に設ける。

（2） DVD の貸出は１点１週間以内とする。

（3） 禁帯出資料、雑誌の最新号、特に指定した資料は原則として貸し出さない。

（4） 返却期限を守らない者には貸出停止処分を行うことがある。

（5） 身分証明書カード並びに貸出を受けた資料は、転貸ししてはならない。

（利用の心得）

6．利用にあたって利用者が心得るべき事項は次の通りとする。

（1） 室内では厳粛にし、職員の指示に従わなければならない。

（2） 閲覧後の資料は所定の位置に戻さなくてはならない。

（3） 室内での飲食は原則として禁止とする。

（4） 施設、資料、機器。備品を破損。汚損、紛失した場合はその状況を直ちに職員に報告するとともに、その 損失を原則として同等の現物もしくは相当の金額で弁償しなければならない。

（5） 室内の資料を無断で持ち出してはならない。

（6） 本規則に反する行為を行った者は、図書室の利用を禁止することがある。

7.高校図書室利用規則

（趣旨）

1.本規則は高校図書室（以下「図書室」という）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（利用資格）

2.図書室の施設並びに資料を利用できる者は，本校教職員，生徒及び学校長が特に許可した者とする。

（利用時間と休室日）

3.図書室の利用時間と休室日は次の通りとする。

（1） 利用時間

昼休みより 17 時 30 分まで。

ただし，ゼミナール期間。長期休業期間中は，別に定める。

また，利用時間を変更する場合はあらかじめ掲示する。

（2） 休室日

① 日曜日
② 祝日
③ あらかじめ定められた休室日

（室内利用）

4. 室内の資料は自由に閲覧することができる。

（室外貸出）

5. 資料の貸出を希望する者は，カウンターにて身分証明書カードを提示し，所定の手続きをとらなければならない。

（1） 図書及び雑誌の貸出は 5 冊 2 週間以内とする。
ただし，長期休業期間においては 10 冊以内とし，貸出期間を別に設ける。

（2） CD の貸出は 2 セット 1 週間以内とする。

（3） DVD の貸出は 1 点 1 週間以内とする。

（4） 禁帯出資料，雑誌の最新号，特に指定した資料は原則として貸し出さない。

（5） 返却期限を守らない者には貸出停止処分を行うことがある。

（6） 身分証明書カード並びに貸出を受けた資料は，転貸ししてはならない。

（利用の心得）

6. 利用にあたって利用者が心得るべき事項は次の通りとする。

（1） 室内では厳粛にし，職員の指示に従わなければならない。

（2） 閲覧後の資料は所定の位置に戻さなくてはならない。

（3） 室内での飲食は厳禁とする。

（4） 閲覧室においては，鞄の持ち込みを原則として禁止する。

（5） 施設，資料，機器・備品を破損・汚損，紛失した場合はその状況を直ちに職員に報告するとともに，その損失を原則として同等の現物もしくは相当の金額で弁償しなければならない。

（6） 室内の資料を無断で持ち出してはならない。

（7） 本規則に反する行為を行った者は，図書室の利用を禁止することがある。

8.進学情報センター（進路相談室）利用規則

1.本規則は進学情報センター（以下「本センター」という） の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（利用資格）

2.本センターは，本校教職員，生徒及び学校長が特に許可した者が利用できる。

（利用時間）

3.原則として平日は 8 時 30 分より 17 時 00 分，土曜日は 8 時 30 分より 13 時 45 分までとする。

（利用規則）

4.(1)利用者は自由に資料を閲覧することができる。ただし，本センター外への持ち出しは所定の手続きをとらな
ければならない。また，閲覧済みの資料は所定の位置に戻さなくてはならない。

(2)本センター内では他の利用者の妨げとならないよう静粛にし，飲食は厳禁とする。

(3)施設，資料，機器・備品を破損，汚損，紛失した場合はその状況を直ちに報告するとともに，その損失を原則と
して同等の現物もしくは相当の金額で弁償しなければならない。

(4)本規則に反する行為を行った者は，本センターの利用を禁止することがある。

9.I･I･YOU 館利用規則

（趣旨）

1. 本規則はＩ・Ｉ・ YOU 館(以下「本館」という)の利用に際し，必要な事項を定めるものとする。

（利用資格）

2. 本館の施設，設備，図書ならびに資料を利用できる者は， 本校教職員，生徒及び学校長が特に許可した者とする。

（利用時間と休館日）

3. 本館の利用時間と休館日は次の通りとする。

(1)利用時間

	平日	土曜日
1Ｆ自習室	朝(6:30 ～ 8：25) 昼休み	朝(6：30～ 8：25)
2Ｆパソコン	朝･昼休み･･･不可 放課後(17：00 まで)	朝 ･･･不可 放課後(13：30 まで)

ただし，長期の休業期間中はあらかじめ開館日と利用時間を提示する。

(2)休館日

①日曜日

②祝日

③あらかじめ定められた休館日

（施設･設備の利用手続き）

4.コンピュータ･自習ブースの利用について

1F 自習室の利用を希望する者はカウンターにて生徒手帳を提示し，指定された座席の利用カードを受け取り， 利用する。２Ｆパソコンの利用を希望する者は，２Ｆにて利用手続きを行い，利用ブースの指定を受ける。

（利用の心得）

５.利用にあたって利用者が心得るべき事項は次のとおりとする。

①コンピュータの利用に伴い，ネットワーク上で生じたトラブルが故意の場合についてはその責任は利用者に帰するものとする。

②利用者は開館時間中，館内において自由に開架図書を閲覧することができる。ただし，館外への持ち出しはカウンターで手続きをしなければならない。また，閲覧済みの図書はもとの位置に戻しておかなければならない。

③館内での飲食は厳禁とする。

④本規則に反する行為を行った者は，以降，本館の利用を禁止することがある。

10. 相談室の利用について

相談室では週2日、専門のカウンセラーが生徒の相談に応じ、生徒のほか、保護者の相談にも対応している。面談を希望する際には、保健室に行くか下記時間内に電話し、相談予約を行う。なお、相談内容の秘密は厳守する。

場所	相談室(高校棟１Ｆ 視聴覚室横)
時間	10：00 ～ 18：00
カウンセラー(相談曜日)	木・金
相談室直通雷話	04－2952－7010

11. 購買部利用について

1. 購買部では，指定用品・文房具・BUNRI グッズ等を販売
   販売場所銀河館(中学棟) 1 F
2. 購買部営業時間

	昼休み	放課後
平日(月～金)	12:45～13:20	15:30～16:30
(土)	12:45～13:40	
短縮(月～金)	12:05～12:40	14:30～16:00
(土)	12:05～13:00	

※行事などで変更になる事があるので，予定表を必ず見る
※日祝日休業土曜日等の休業日，長期休業中，その他必要な場合は休業とする。

3. 制服・体育着等の一部を販売する。
4. その他，臨時休業や短縮授業時，特編授業期間中の利用時間・販売品目等に変更がある場合は事前に連絡する。

12. 学校への連絡

学校への連絡事項がある場合は、中学職員室まで連絡をすること。
04ー2９５５ー2１５５（中学校職員室直通）
（８ 時 30 分～ 35 分は職員打合せのため避けること）

13. 通学定期乗車券購入についての注意

1. 電車・バス等の通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、身分証明書と共に差し出さなければならない。
2. 身分証明書は通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車・乗船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

発行：2023 年４月６日